

## 発話の行為知と間主観性 ―超越論的語用論における共同行為の問題―

嘉目道人(大阪大学)

カール＝オットー・アーペル(Apel, Karl-Otto, 1922-)によって提唱された超越論的語用論は、英語圏の言語哲学とドイツの古典的な超越論哲学、さらには欧州大陸圏の解釈学といった諸理論の媒介を試みる議論を展開していることで知られる。そうした議論の中でも特に有名なものとして、討議倫理学の「究極的根拠付け」がある。

討議倫理学の究極的根拠付けとは、以下のような議論である。討議において前提される規範の中には、演繹的推論によって根拠付けようとすれば論点先取に陥るが、しかし否定すれば「遂行的矛盾」(発話内容と行為遂行の間の矛盾)に陥るようなものがある。例えば最少論理の推論規則や、参加者間の相互承認がそれに当たる。討議に参加する者はこうした規範をいつでもすでに前提していなくてはならず、しかもそれを否定する発話は、それもまた討議の一部である以上、遂行的矛盾に陥らざるを得ない。その意味で、当該の規範は非演繹的かつ語用論的な仕方、言わば「究極的」に「根拠付けられている」ことになる(vgl. Apel 1998 [1976], S. 69)。

このような強い主張は多くの批判を呼び、そしてまた、批判に応答する形で議論の精緻化が進んでいったが、それを主導したのはアーペルの後継者と目されるヴォルフガング・クールマン(Kuhlmann, Wolfgang, 1939-)である。クールマンは、特に批判の多かった遂行的矛盾への訴えを補強するために、発話行為にとって構成的な「行為知」(自らの意図的行為について知)という概念を導入した(vgl. Kuhlmann 1985, S. 76f)。このような知があるということを考慮に入れれば、上述の規範を否定しようとする者は、もはや討議に真剣に参加していないということになる。

行為知という概念自体は、例えばアンスコム(Anscombe, G. E. M., 1919-2001)の「実践的知識」にも通じるものであり、それを援用する議論には一定の説得力がある。しかしながら、クールマンの議論には別の問題が生じている。超越論的語用論の基本的な構想は、古典的な超越論哲学が主観性の意識哲学であったことを問題視し、言語の間主観性を強調するという点にある。ところが、クールマンの議論では、発話者は自らの言語行為について、すでに主観的に、それゆえ先討議的に知っていることになる。これは、超越論的語用論の構想と相容れない発想ではないだろうか。

この問題を解決するために、本発表は行為知に関する議論の修正案を提示する。具体的には、討議はある種の共同行為なので、討議における発話行為もまた単に個人の行為であるだけでなく、共同行為の一部でもあると主張する。ここから次のような帰結が得られる。即ち、少なくとも討議においては、主張という発話行為の行為知もまた単に個人が主観的に持つ知ではなく、間主観的な「共有知」でもある。このように考えることによって、クールマンの議論が抱える問題がある程度解決されると期待できる。